

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年6月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900005号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1900003号

第1 結論

昭和46年11月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年11月から昭和60年3月まで

前回、私は、昭和46年11月にA市B区役所へ婚姻届を提出した際、国民年金の加入手続きを行い、昭和47年11月にC市へ転居し、C市役所で、昭和53年にD市へ転居してD市役所で、それぞれ国民年金の手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付し続けていたとして訂正請求を行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の1回目の訂正請求(請求期間は昭和46年11月から昭和59年4月まで)については、i) 請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年3月25日に社会保険事務所(当時)からD市に払い出されていることが確認でき、請求期間は、国民年金に未加入の期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができないこと、ii) 請求者は、昭和46年11月にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者になった日」欄に昭和61年4月1日と記載され、第3号被保険者資格を取得し、D市の印が押されていることが確認できる上、当該資格取得日はD市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、A市B区役所において国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の主張と相違すること、iii) 請求期間当時、請求者の夫は共済組合員であったことから、請求者は国民年金の任意加入の対象者となり、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされていることから、任意加入の対象者であった請求者は、第3号被保険者の取得申出時点では、請求期間の始期に当たる昭和46年11月に遡って被保険者資格を取得することができず、請求期間の国民年金保険料を納付することができないこと、iv) 請求者の主

張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に平成 30 年 9 月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、請求期間の終期を昭和 60 年 3 月までと前回より 11 か月間延長の上、前回の請求と同じ請求内容で、送付されてきた納付書により、A 市 B 区、C 市及び D 市で請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していたことは間違いないと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900003号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年4月3日から昭和36年5月25日まで

これまで年金記録訂正請求を2回行ったが、訂正は認められないという結果でした。しかし、請求期間において、B市内にあったA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していました。C地震により、私の年金記録を始め、多くの資料が流出、破損、判読不能となっていると思いません。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の1回目の訂正請求(請求期間は昭和29年4月1日から昭和36年3月30日まで)については、i)請求者から提出された請求期間当時のものと推認できる電話帳の写しにより、A事業所がB市内に存在していたことは認められるが、管轄する法務局は、当該事業所の商業・法人登記簿は見当たらない旨回答している上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、ii)請求者が記憶している事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、当該事業主のオンライン記録において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないこと、iii)請求者がA事業所における元同僚として複数の名前(一部は姓のみ)を挙げているが、これらの元同僚については、オンライン記録において特定できず、所在を確認できないことから、請求者の請求期間における勤務状況や給与からの厚生年金保険料控除について確認することができないこと、iv)当該事業主は、D社(昭和38年4月4日設立)において、昭和39年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、昭和38年9月5日に取締役就任していることが商業・法人登記簿謄本により確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者のうち、聴取できた二人は、いずれも同日前にA事業所に勤務していた旨陳述して

いるが、当該二人のオンライン記録においてA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、そのうちの一人は、A事業所は同社に吸収されたと思うとし、A事業所に勤務していた当時は、国民年金保険料を納付していたので、厚生年金保険はなかったと思う旨陳述していることなどから、既に平成28年2月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

また、2回目の訂正請求については、請求者は、請求期間の終期を昭和36年5月25日までと1回目の訂正請求より2か月間延長の上、請求期間に係る記録がない原因であるとする新たな資料として、昭和*年*月*日に発生したC地震の被害状況を示した写真等を提出して再度訂正請求を行っているが、A事業所の所在地を管轄するE社会保険事務所（当時。昭和*年*月から平成*年*月までの期間当時はF社会保険事務所、平成22年1月以降はF年金事務所）の被害状況については、F年金事務所長が、津波により一部冠水したものの、被保険者原票の流失はなかった旨、昭和*年*月の資料を元にG年金事務所長へ文書回答しており、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に平成29年10月16日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料を提出することなく、前回の訂正請求と同じ請求内容であるC地震により請求者の年金記録が流失したと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、請求者の前回と同様の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。